

労 災 保 険 率 表

(平成18年4月1日改定)

| 事業の種類の分類 | 事業の種類 | 労 災 保 険 率 | |
|---------------------|--|-----------------------------|-----------|
| 林業 | 林業 | 1000分の60 | |
| 漁業 | 海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。） | 1000分の41 | |
| | 定置網漁業又は海面魚類養殖業 | 1000分の40 | |
| 鉱業 | 金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業 | 1000分の87 | |
| | 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業 | 1000分の46 | |
| | 原油又は天然ガス鉱業 | 1000分の6.5 | |
| | 採石業 | 1000分の70 | |
| | その他の鉱業 | 1000分の28 | |
| 建設事業 | 水力発電施設、ずい道等新設事業 | 1000分の118 | |
| | 道路新設事業 | 1000分の21 | |
| | 舗装工事業 | 1000分の14 | |
| | 鉄道又は軌道新設事業 | 1000分の23 | |
| | 建築事業（既設建築物設備工事業を除く。） | 1000分の15 | |
| | 既設建築物設備工事業 | 1000分の14 | |
| | 機械装置の組立て又は据付けの事業 | 1000分の14 | |
| | その他の建設事業 | 1000分の21 | |
| 製造業 | 食料品製造業（たばこ等製造業を除く。） | 1000分の7.5 | |
| | たばこ等製造業 | 1000分の6.5 | |
| | 繊維工業又は繊維製品製造業 | 1000分の5.5 | |
| | 木材又は木製品製造業 | 1000分の18 | |
| | パルプ又は紙製造業 | 1000分の7.5 | |
| | 印刷又は製本業 | 1000分の5 | |
| | 化学工業 | 1000分の6.5 | |
| | ガラス又はセメント製造業 | 1000分の7.5 | |
| | コンクリート製造業 | 1000分の14 | |
| | 陶磁器製品製造業 | 1000分の17 | |
| | その他の窯業又は土石製品製造業 | 1000分の26 | |
| | 金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。） | 1000分の7.5 | |
| | 非鉄金属精錬業 | 1000分の7.5 | |
| | 金属材料品製造業（鋳物業を除く。） | 1000分の8.5 | |
| | 鋳物業 | 1000分の18 | |
| | 金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。） | 1000分の14 | |
| | 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。） | 1000分の9 | |
| | めつき業 | 1000分の8.5 | |
| | 機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。） | 1000分の7 | |
| | 電気機械器具製造業 | 1000分の4.5 | |
| | 輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。） | 1000分の6 | |
| | 船舶製造又は修理業 | 1000分の2.2 | |
| | 計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。） | 1000分の4.5 | |
| | 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業 | 1000分の5.5 | |
| | その他の製造業 | 1000分の8 | |
| | 運輸業 | 交通運輸事業 | 1000分の5.5 |
| | | 貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。） | 1000分の13 |
| 港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。） | | 1000分の13 | |
| 港湾荷役業 | | 1000分の23 | |
| 電気、ガス、水道又は熱供給の事業 | 電気、ガス、水道又は熱供給の事業 | 1000分の4.5 | |
| その他の事業 | 農業又は海面漁業以外の漁業 | 1000分の12 | |
| | 清掃、火葬又はと畜の事業 | 1000分の13 | |
| | ビルメンテナンス業 | 1000分の6.5 | |
| | 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業 | 1000分の7 | |
| | 通信業、放送業、新聞業又は出版業(*) | 1000分の4.5 | |
| | 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業(*) | 1000分の5 | |
| | 金融業、保険業又は不動産業(*) | 1000分の4.5 | |
| | その他の各種事業 | 1000分の4.5 | |

* 平成18年4月1日に「通信業、放送業、新聞業又は出版業」と「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」と「金融業、保険業又は不動産業」を「その他の各種事業」から、分離独立させた。

労災保険給付等一覧

| 保険給付の種類 | 支給事由 | 保険給付の内容 | 特別支給金の内容 |
|----------------|--|--|--|
| 療養補償給付 療養給付 | 業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき）。 | 必要な療養の給付 | / |
| | 業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき）。 | 必要な療養費の全額 | / |
| 休業補償給付 休業給付 | 業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき。 | 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額 | 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額 |
| 障害（補償）給付 | 障害補償年金 障害年金 | 業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき。 | （障害特別支給金） 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 （障害特別年金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金 |
| | 障害補償一時金 障害一時金 | 業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき。 | （障害特別支給金） 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 （障害特別一時金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金 |
| 遺族（補償）給付 | 遺族補償年金 遺族年金 | 業務災害又は通勤災害により死亡したとき。 | （遺族特別支給金） 遺族の数にかかわらず、一律300万円 （遺族特別年金） 遺族の数に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金 |
| | 遺族補償一時金 遺族一時金 | (1) 遺族（補償）年金を受け得る遺族がないとき (2) 遺族（補償）年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族（補償）年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき。 | （遺族特別支給金） 遺族の数にかかわらず、一律300万円 （遺族特別一時金） 算定基礎日額の1000日分の一時金（ただし(2)の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額） |

| 保険給付の種類 | 支給事由 | 保険給付の内容 | 特別支給金の内容 |
|----------------|--|---|---|
| 葬祭料 葬祭給付 | 業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき。 | 315,000 円に給付基礎日額の 30 日分を加えた額（その額が給付基礎日額の 60 日分に満たない場合は、給付基礎日額の 60 日分） | |
| 傷病補償年金 傷病年金 | 業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後 1 年 6 ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 傷病が治っていないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること | 障害の程度に応じ、給付基礎日額の 313 日分から 245 日分の年金 | (傷病特別支給金) 障害の程度により 114 万円から 100 万円までの一時金 (傷病特別年金) 障害の程度により算定基礎日額の 313 日分から 245 日分の年金 |
| 介護補償給付 介護給付 | 障害（補償）年金又は傷病（補償）年金受給者のうち第 1 級の者又は第 2 級の者（精神神経の障害及び胸腹部臓器の障害の者）であって、現に介護を受けているとき | 常時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、104,590 円を上限とする）。ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が 56,710 円を下回る場合は 56,710 円。 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、52,300 円を上限とする）。ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が 28,360 円を下回る場合は 28,360 円。 | |
| 二次健康診断等 給付 | 事業主が実施する定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患に関連する一定の項目（血圧、血中脂質、血糖、肥満度）の全てについて異常の所見があると認められたとき。 | (1) 二次健康診断 1 年度内に 1 回に限る。 (2) 特定保健指導 二次健康診断 1 回につき 1 回に限る。 | |

注 1) 「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、通勤災害に係るもの。

注 2) 表中の金額等は平成 18 年 8 月 1 日現在。

注 3) 給付基礎日額とは、原則として被災前直前 3 カ月間の賃金総額をその期間の暦日数で除した額（最低保障額 4,100 円 平成 18 年 8 月 1 日より）である。

注 4) 算定基礎日額とは、ボーナス等特別給与の一定額を 365 で除した額である。